

権利無視の応募要項!! フォトコンテストのいまを考える

松本徳彦 (JPS 副会長)

7月初めに「写真募集-あなたと都電の思い出が書籍になります。」と大見出しの3段抜きの広告が東京新聞の朝刊に載った。出稿元は東京都交通局、後援：東京新聞とある。

キャッチコピーに、「これまでの都電のあゆみを振り返るとともに、東京の変わりゆく街並みを後世に伝えるため、皆様がお持ちの都電にまつわる写真を募集します」とある。

これは「面白いぞ」、「古い写真を甦らせるいい機会だ」と感じられた方が沢山おられたと思う。確かに写真は過去の出来事や目撃した事実を、時を経て甦らせてくれる力=記録性がある。何気なく捉えた写真であっても、そこには時代の雰囲気や思い出がいっぱい詰まっているから、たまらなく面白いし興味がわいてくる。読者の方たちは「これはいい企画だ」と、わが家の祖父が大切にしていたアルバムをひっくり返して、街並みや都電の写っている写真を探し出された方もおいででしょう。

ところが応募要項を読んで、はたと写真募集の意図に疑問がわいてきた。念のために広告頁を転載（一部割愛）すると、《応募時の注意点／…略…／著作権・肖像権について応募作品の著作権は東京都交通局に帰属します。東京都交通局はウェブサイトやカレンダー、パンフレット等で、作品の応募者の承諾を要することなく無償で、公表、複製、展示、印刷、頒布および上映する非独占的な権利を永久に有するものとします。応募者はこれに対して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします。応募作品の被写体の肖像権、著作権については、応募者が事前に使用許諾・承認を得た上でご応募ください。応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします／……》とある。

この要項の「応募時の注意点」を読めば読むほど、これでもいいのだろうかとか疑問が生じてきた。

1、著作権・肖像権について応募作品の著作権は東京都交通局に帰属します。

・入賞、入選に拘わらず、応募作品すべての権利を奪ってしまうのはひどすぎる。

2、東京都交通局はウェブサイトやカレンダー、パンフレット等で、作品の応募者の承諾を要することなく無償で、公表、複製、展示、印刷、頒布および上映する非独占的

な権利を永久に有するものとします。

・写真募集の目的が使用の範囲を超えて、応募者の承諾なく主催者は勝手に何にでも使えるというのは、主催者の権利の乱用ではなからうか。利用できる範囲を限定すべきである。少なくとも応募者には許諾を得るべきである。永久に権利を持つというのも問題で、使用期間を定め限定的とすべきである。

3、応募者はこれに対して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします。

・応募者の一切の異議も認めず、強権的に権利を奪うのはどんなものか。著作権で最も大事なものに著作者人格権がある。人格権には、作品を公表するか否かを定める権利があり、氏名表示権は発表された作品が誰のものかを表示する権利がある。また、同一性保持権は、無断で改変、改造されない権利があって、法により保護されている。

4、応募作品の被写体の肖像権、著作権については、応募者が事前に使用許諾・承認を得た上でご応募ください。

・古い市電の珍しい写真など、本人が撮影したものかどうかわからないものはどうすればよいのか。ましてや肖像権など承諾の得られないものは、応募できないことになる。主催者が一番欲しかった古い写真や他人が写したと思われる写真などは投稿できないことになる。

5、応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。

・やむを得ないが、少々威圧的すぎないか。

6、色落ち、汚れなどある作品はデジタル修正をさせていただきます。

・念のため応募者に修正の必要性を説明すべきではないのか。

7、トリミング、リサイズ、デジタル加工などの修正を施して掲載することがあります。

・使用する上でやむを得ない範囲での修正はしかたないが、合成などの加工は許諾を得て、必要最小限にすべきではないのか。

8、著作権を侵害するもの、公序良俗に反するものや差別表現を含むもの、売買、交換等の情報を含むものなどは受け付けません。

